

基本構想

平成17(2005)年6月

1 目的と期間

本市は、平成13年（2001年）5月1日、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての100万都市として誕生し、その後、平成17年（2005年）4月1日には岩槻市と合併しました。

さいたま市総合振興計画基本構想は、本市が政令指定都市（平成15年（2003年）4月移行）にふさわしい都市づくりを進めるため、市民の意向を十分に反映した都市づくりの基本理念、目指すべき将来都市像を掲げるとともに、その実現に必要な施策展開の方向性を定めるものです。

本基本構想の目標年次は平成32年度（2020年度）、目標年次における人口は130万人を超え、おおむねピークに達するという見通しのもとに、この基本構想を推進します。

2 都市づくりの基本理念

本市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合言葉に、だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げます。

●市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

●人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切にし、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

●未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

3 将来都市像

さいたま市の将来都市像を次のとおり定め、その実現を目指します。

●多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市

本市には、新幹線5路線などが集まる交通の要衝という特性に加え、東北自動車道などの高速道路の利便性にも優れ、100万人を超える人口規模、また、様々な都市機能*の集積があります。さいたま新都心の整備を契機として、ヒト・モノ・情報の拠点性を高めながら、新しい産業や多種多様な市民活動を創造して、国内外と交流する活力ある自立都市を目指します。

●見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市

本市には、首都圏有数の自然資源として中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には自然豊かな元荒川などがあり、また、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。このような空間を保全、再生、創出するとともに、地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指します。

●若い力の育つゆとりある生活文化都市

福祉・教育などの社会的なサービスや様々な生活基盤の充実を図り、すべての市民が多様な価値観やライフスタイル*に応じた質の高い、心豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。

また、時代を担う人材を育て、新しい文化を生み出す個性と魅力あふれる都市を目指します。

4 施策展開の方向

さいたま市の将来都市像の実現に向けて、次の7つの分野から施策展開を進めます。

(1) 安らぎと潤いある環境を守り育てる【環境・アメニティ*】

- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。
- 公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。
- 見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。
- 地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

(2) 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる【健康・福祉】

- 未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。
- 市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。
- 高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリー*の社会を築きます。
- 介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO*・NPO*や民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

(3) 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む【教育・文化・スポーツ】

- 家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。
- 市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。
- 市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「一市民スポーツ」を推進します。
- 地域固有の資源の再発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

(4) 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる【都市基盤・交通】

- ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた都市基盤*整備を進めるとともに、秩序ある土地利用を図ります。
- 地域の均衡ある発展のため、既成市街地*の再生に取り組み、都市機能*の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。

- 広域交通の骨格となる道路整備を促進するとともに、市内各地区の連携を図る幹線道路の体系的な整備を進め、円滑な都市活動*を確保します。また、安全で快適な生活道路*や歩行者空間の整備を進めます。
- 鉄道やバスなどの公共交通網の充実による利便性の向上、自転車利用の促進など、交通需要に応じた総合交通体系の確立を図ります。また、より環境への負荷が少ない新しい公共交通システムの導入に取り組みます。
- 高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進し、これらを活用できるような環境の整備を図ります。

(5) 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める【産業・経済】

- 多様な業務機能の集積を図るなど、都市機能*の高度化を進め、自立都市づくりに取り組みます。
- 産学官連携*、異業種交流などを通じた人や情報のネットワークづくりを促進し、地域産業の育成を図るとともに、市内企業・事業所活動の活性化に取り組みます。
- 起業の支援やNGO*・NPO*活動の活性化などにより、都市型生活関連産業や情報・環境関連産業、コミュニティビジネス*などの新しい産業の創造に積極的に取り組みます。
- 人々が集い、出会い、買い物を楽しめる憩いと賑わいの空間を創出するとともに、時代の変化に対応できるよう商業・サービス業の振興を支援します。また、地域資源を活用しながら、魅力ある観光の振興を図ります。
- 農業の多面的な機能を重視しながら、市内に残された優良農地の維持を図り、都市農業*の活性化に取り組みます。
- ライフスタイル*に応じた多様な就業機会の創出、雇用促進の支援を図ります。

(6) 安全を確保し、市民生活を支える【安全・生活基盤】

- 市民の生命と財産を守るため、建築物の不燃化・耐震化、治水対策の推進など、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。
- 交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全に暮らせる都市を目指します。
- 水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進めます。

(7) 理解を深め合い、多彩な交流を広げる【交流・コミュニティ】

- コンベンション*機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。
- 異文化交流を進めながら、外国の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。
- 男女共同参画社会*の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮し、共に参画できる地域社会を築きます。
- 地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

5 実現に向けて

(1) 市民と行政の協働による都市づくり【市民活動】

- 市内で活動する団体や事業者などを含めた市民と行政の対話を深め、幅広い協働を進めます。
- 多様な媒体、手法を活用して、市政に関する情報の共有を進めます。
- 行政が行うべきこと、市民と行政が協働で行うべきこと、市民が行うべきことなど、市民と行政の役割分担を明確にして、協働による都市づくりを進めます。
- ボランティア活動やコミュニティ活動、NGO*・NPO*活動など、市民の自主的な活動と行政との連携を深めていきます。
- 計画策定や事業実施の段階、施設の運営など様々な場面において、市民と行政が協働できる仕組みづくりを進めるとともに、施策の評価についても意見交換を行うなど連携を深めていきます。

(2) 効果的で効率的な行財政運営による都市づくり【行財政運営】

- 限られた財源のもと行財政改革を進め、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を基本に、計画的な行財政運営に努めます。
- 行政評価システム*の構築、電子市役所*の構築、PFI*の活用など、その時代の要請に応じた新しい試みにも積極的に取り組みます。
- 公共施設については、既存施設の有効活用を積極的に進めるとともに、維持管理や運営の効率化、機能性の向上を図ります。
- 行政区への分権を推進するとともに、各行政区の特性を生かし、区民の意向を反映した身近な行政運営を進めます。
- 情報公開制度の運用や広報の充実などにより、市民への説明責任を果たし、透明性の高い市政運営を進めるとともに、個人情報の保護に努めます。
- 広域的な課題に対応し、国・県、他の政令指定都市および近隣市町村との連携を深め、政令指定都市として担うべき役割を果たしていきます。

(3) さいたま市らしさを生み出す都市づくり【都市イメージの確立・共有と発信】

- 本市には、見沼田圃や荒川、元荒川をはじめとする緑や水辺空間に加え、氷川の杜、サクラソウ自生地、城下町としての歴史、盆栽村や人形づくりなどの多様な地域資源があります。一方で本市の顔ともなる、さいたま新都心やサッカー交流の核となる埼玉スタジアム2002などの整備も進んでいます。これらを生かしてさいたま市らしさを創造していきます。
- それぞれの地域の特性を踏まえ、新たなまつりを創造するなど、市民が知恵を出し合い、政令指定都市としての新しい都市イメージづくりを進めるとともに、国内外に情報発信しながら一体感を高めていきます。